

多摩市グリーン購入ガイドライン

平成 21 年 4 月 1 日

多 摩 市

目 次

1 物品関係

(1) 用 紙	1
(2) 文 房 具 ・ 事 務 用 品	1
(3) 文 書 保 存 箱	3
(4) 印 刷 物	3
(5) 衛 生 用 品	3
(6) 衣 料 品 等	3
(7) 什 器 (オ フ ィ ス 家 具)	4
(8) 照 明 ・ 家 電 製 品	4
(9) O A 機 器	5
(10) 自 動 車	6

2 公共工事関係

(1) 公 共 工 事 に お け る 資 材 、 建 設 機 械 、 工 法 及 び 目 的 物	7
---	---

1 物品関係

- (1) 用紙
- (2) 文房具・事務用品
- (3) 文書保存箱
- (4) 印刷物
- (5) 衛生用紙
- (6) 衣料品等
- (7) 什器(オフィス家具)
- (8) 照明・家電製品
- (9) OA機器
- (10) 自動車

ア 品名

多摩市が調達する物品のうち、購入頻度が高く、かつ数値等により明確な判断の基準が設定できる物品等を対象とした。

イ 選択基準

「多摩市グリーン購入推進方針」に定める、製品・サービス等の選択基準を示した。

ウ 環境配慮仕様

現時点で最低限考慮すべき当該製品の環境配慮事項については、「水準1」とし、要件ではないが配慮することが望ましい事項については「水準2」とした。

エ 備考

適用条件や努力目標などを示した。

※古紙については平成20年4月1日付20多総総第9号平成20年度物品・備品購入及び印刷製本に係る総務契約課契約受付並びに注意事項等について(通知)によるものとする

(1) 用紙

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
複写機用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率100% ・白色度70%程度以下 	
OA用紙(フォーム用紙等)	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率70%以上 ・白色度70%程度以下 ・塗工されているものについては、塗工料が両面で12g/m²以下であること 	機械読み取り用紙(OA用紙等)は除く。

(2) 文房具・事務用品

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
【筆記具】		
シャープペンシル	再生材を使用	
シャープペンシル替芯	再生材を使用(ケース)	
ボールペン	再生材を使用	
水性マーカー	再生材を使用	
サインペン	再生材を使用	

蛍光ペン	再生材を使用
鉛筆	再生材を使用

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考	
【テープ類】			
セロハンテープ	古紙パルプ配合率100%(巻き芯)	再生材の基準として、金属を除く主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②木質の場合にあつては、間伐材などの材木が使用されていること。 ③紙の場合にあつては、紙の原料は古紙配合率が50%以上であること。	
布粘着テープ	製品本体について再生材を使用 巻き芯について古紙パルプ配合率100%		
【紙製品】			
封筒	古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下		
封筒クラフト	古紙パルプ配合率100%		
ノート	表紙の古紙パルプ配合率90%以上、 中紙の古紙パルプ配合率80%以上・白色度70%程度以下		
付箋	古紙パルプ配合率100%		
インデックス	ラベルの古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下 はく離紙の古紙パルプ配合率100%		
プリンターラベル	ラベル、はく離紙に再生紙使用		
【ファイル類】			
フラットファイル	古紙パルプ配合率100%		
Z式ファイル	古紙パルプ配合率70%以上		
パイプ式ファイル	表紙芯材の古紙パルプ配合率70%以上、とじ具が分離可能		
ボックスファイル	古紙パルプ配合率80%以上		
カットフォルダー	古紙パルプ配合率100%		
個別フォルダー	古紙パルプ配合率100%		
持ち出しフォルダー	古紙パルプ配合率100%		
クローズ表紙	表紙芯材板紙の古紙パルプ配合率100%		
クリアファイル	再生材を使用		
クリアケース	再生材を使用		
クリアホルダー	再生材を使用		
【その他】			
定規	再生材を使用		
のり(液状、スティック)	再生材を使用(容器)		
はさみ	再生材を使用(ハンドル部分)		
連射クリップ	再生材を使用(本体)		
修正液、修正テープ	再生材を使用(本体)		
ステーブラー	再生材を使用(カバー部分)		
スタンプ台、朱肉	再生材を使用(ケース)、インク又は液が補充できること		
トナーカートリッジ	リサイクル品を使用		
塗料	<水準I> ・建築物内装用(鉄部も含む) 有害金属を配合しない塗料であつて、水性塗料であること。 (有害金属:鉛、クロム類0.05%以下、VOC:10%以下) ・建築物外装用 有害金属を配合しない塗料であつて、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること(有害金属:鉛、クロム類0.05%以下)		

(注) 1. 「再生プラスチックとは、製品として利用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程利用されるものは除く)

ノ

2. 文具類の共通基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合に定めたものであり金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(3) 文書保存箱

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
文書保存箱	古紙パルプ配合率80%以上	

(4) 印刷物

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
パンフレット類 (パンフレット、ポスター、チラシ等)	(用紙) 古紙パルプ配合率70%以上 (印刷インキ) <水準1> ・オフセット枚葉印刷については、芳香族成分1%以下の溶剤(動植物油系などの溶剤を含む)のみを用いる印刷用インキを使用していること <水準2> ・石油系溶剤を使用しないインキを使用していること ・イソプロピルアルコール(IPA)を極力使用しないこと、	契約の際に仕様書等に記載すること
報告書類	(用紙) 本文、表紙とも古紙パルプ配合率70%以上、本文の白色度70%程度 (印刷インキ) <水準1> ・オフセット枚葉印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤(動植物油系などの溶剤を含む)のみを用いる印刷用インキを使用していること <水準2> ・石油系溶剤を使用しないインキを使用していること ・イソプロピルアルコール(IPA)を極力使用しないこと	契約の際に仕様書等に記載すること

(5) 衛生用品

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
トイレトペーパー	古紙パルプ配合率100%	
ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率100%	
石けん	石鹼を使用 <水準2>	

(6) 衣料品等

品名	環境配慮仕様	備考
災害対策用カーペット・毛布	再生PET樹脂からつくられるポリエステルの使用	
貸与被服	再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用	その機能、品質に支障がないことが確認された場合に適用する

その他繊維製品 (作業用手袋、テント等)	本体に再生材料を使用	その機能、品質に支障がないことが確認された場合に適用する
-------------------------	------------	------------------------------

(7) 什器(オフィス家具)

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
オフィス家具(椅子、机、棚、収納用什器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード)	<p><水準1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期使用を可能にするため、修理・メンテナンス体制が充実していること ・省資源、部品の再使用、素材のリサイクルに配慮した設計がなされていること ・使用済み製品の回収、再使用、リサイクルの体制があること ・ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと ・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンの発散量が少ないこと ・椅子については、容易に部品を交換できること ・再生材料が多く使われていること <p><水準2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類)を極力含まないこと ・適切に管理された森林等から得られた木材等を使用すること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること 	

(8) 照明・家電製品

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
蛍光管・蛍光灯照明器具	<p><水準1> 省電力型</p> <p><水準2> IIIインバータ方式器具であること</p>	
エアコン	<p><水準1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS規格省エネラベリング制度において、省エネ基準達成率100%以上(緑色のマーク)のもの ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類)を極力含まないこと ・再生プラスチック材が多く使われていること <p><水準2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準達成率が以下のもの(東京都省エネラベリング制度相対評価基準によるAAA相当) <p>2.5kw以下 115%以上 2.5kw超～3.2kw以下 125%以上 3.2kw超～4.0kw以下 140%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること 	

冷蔵庫	<p><水準1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS規格省エネラベリング制度において、省エネ基準達成率100%以上(緑色のマーク)のもの ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類)を極力含まないこと ・再生プラスチック材が多く使われていること。 	
-----	--	--

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
冷蔵庫	<p><水準2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準達成率が245%以上(東京都省エネラベリング制度相対評価基準によるAAA相当) ・製品の素材表示がなされていること <p>冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと</p>	
テレビ	<p><水準1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS規格省エネラベリング制度において、省エネ基準達成率100%以上(緑色のマーク)のもの ・待機時消費電力が少ないもの ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類)を極力含まないこと ・再生プラスチック材が多く使われていること <p><水準2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラウン管テレビにおいては、省エネ基準達成率が120%以上であること(東京都省エネラベリング制度相対評価基準によるAAA相当) ・製品の素材表示がなされていること 	
ビデオ	<p><水準1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間消費電力量がより少ないもの ・待機時消費電力が少ないもの ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類)を極力含まないこと ・再生プラスチック材が多く使われていること <p><水準2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること 	

(9) OA機器

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
コピー機・プリンタ・ファクシミリ	<p><水準1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースター計画基準に適合していること ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること ・紙の使用量を削減できる機能が付いていること(両面コピー/印刷機能、複数ページコピー/印刷機能) ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類)を極力含まないこと ・再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 <p><水準2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること 	

パソコン(モニター、ハードディスク、キーボード、マウス、各種ドライブを含む)	<p><水準1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースター計画基準に適合していること ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類)を極力含まないこと ・同梱される自社製品のユーザーマニュアルの作成・印刷にあたって環境に配慮されていること ・再生材料が多く使われていること <p><水準2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること 	
--	--	--

(10) 自動車

品名	選択基準及び環境配慮仕様	備考
自動車	<p><水準1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都指定低公害車であること、また、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準が設定されているものは、この基準を満たすこと <p><水準2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロムを極力含まないこと ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること ・「車室内VOC低減に関する自主取り組み(自動車工業会)」の基準を満たしていること 	用途に支障がある場合を除く

2 公共工事関係

(1) 公共工事における資材・建設機械・工法及び目的物

ア 目的

多摩市の発注する公共工事においては、資材・建設機械・工法及び目的物の調達に際して、十分な環境配慮を行い、環境負荷の低減を図るものとし、以下の事項に基づき調達を行う。

イ 基本的考え方

本方針の作成に当たっては、以下の基本的考え方に基づき、環境物品等及び環境影響物品等の選択を行う。

(ア) 環境物品等の使用の推進

公共工事(道路、公園、市街地整備、庁舎営繕、公営住宅、廃棄物、水道、下水道、教育、医療、福祉。以下同じ。)の実施に当たっては、以下の基本的考え方に基づき、環境物品等の使用を推進する。

a 建設資源循環への寄与

○建設工事から発生する建設副産物をもとに製造等される資材、建設機械、工法、目的物の使用を推進し、建設資源循環の構築を図る。

b 廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化

○一般廃棄物焼却灰、浄水場発生土、下水汚泥焼却灰など廃棄物処理に伴う副産物をもとに製造等される資材、建設機械、工法、目的物の使用を推進し、廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化を図る。

c 他産業廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化

○他産業から発生する廃棄物の処理に伴う副産物をもとに製造等される資材、建設機械、工法、目的物の使用を推進し、廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化を図る。

d 市及び都内産の資材の活用

○都内産木材、都市鉱山(都内の建築物や土木工作物に蓄積された鉄、コンクリート、アスファルト・コンクリートなど)、街の森(市及び都内の住宅等に蓄積された木材など)、その他市及び都内で発生する廃棄物などから製造等される資材、工法、目的物の使用を推進し、建設資源の循環、森林の育成、自然環境の保全、地場産業の振興等を図る。

<p>(イ) 環境影響物品等の使用抑制</p> <p>公共工事の実施に当たっては、以下の環境影響物品等の使用を抑制する。</p>
<p>○原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するもの等、環境影響物品等の使用を抑制し、市民の健康で安全な生活の確保、自然環境の保全等を図る。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン含有資材 ・アスベスト含有資材 ・適切に管理されていない森林から伐採された熱帯雨林合板 ・鉛や六価クロムを含む顔料、揮発性有機化合物(VOC)を大気中に排出する塗料や資材 ・六価クロム、水銀、カドミウム、鉛及び難燃剤にポリ臭化ビフェニール及びポリ臭化ジフェニルエーテルを含む資材 ・ホルムアルデヒドやクロルピリホスなどのシックハウス原因物質を放出する資材 ・山砂等を土砂利用工事に使用する場合 ・その他環境に影響を与えるもの
<p>(ウ) 公共工事での環境配慮</p> <p>公共工事の実施に当たっては、環境配慮を行うものとし、本方針に基づくほか、関係法令・各種計画・指針類等を遵守若しくは準拠・整合する。</p>

ウ 適用範囲

本ガイドラインは、多摩市が施行する公共工事において、多摩市グリーン購入推進方針及び多摩市グリーン購入ガイドラインの主旨に基づき適用するものとする。

また、資材・建設機械・工法及び目的物の調達に際しては、東京都環境物品調達方針を準用するものとし、「環境物品等(特定品目)使用予定(実績)チェックリスト」等の作成は、起工額 500 万円以上の公共工事を対象とするが、それ未満の工事においても、各所管が必要と認めるものは作成することができるものとする。